

周産期医療安全・安心研究会 規約

第1条（名称）

本会は周産期医療安全・安心研究会と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は国立大学法人神戸大学に置く。

第3条（目的）

本会は、周産期医療に関する研究、教育、人材育成、さらには、産学官連携の発展をはかり、もって周産期医療における安全・安心の確保を推進することを目的とする。

第4条（活動内容）

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 本会会員のネットワーク形成、維持に関する活動。
- 2) 会員相互の親睦活動。
- 3) 周産期医療に関わる技術向上や知識普及に資する活動。
- 4) 産期医療に関わる産学官連携を促進する活動。
- 5) 本会の情報発信活動。
- 6) 上記に関わるその他必要と認められる活動。

第5条（研究会会員）

研究会の会員は、本会の目的および活動内容に賛同し、第6条（入会および退会）の所定の手続きを経て入会した者とする。

第6条（入会および退会）

本会に入会しようとする者は、住所、氏名、勤務先、職名及び連絡先等を記し本会に届け出、本会に承認されること。

2. 本会に入会をしようとする者は、第9条（秘密保持）に同意するものとする。
3. 本会からの退会を希望する者は、その旨を書面に記し本会に届け出るものとする。
4. 退会後も10年間は、本会において知り得た情報を秘匿するものとする。

第7条（会長および役員）

本会に会長を置く。

2. 会長は年度当初の会合において会員の互選により選任する。
3. 本会の副会長(2名以内)や役員(若干名)等は、会長が必要に応じ任命し、会合におい

て承認され効力を発する。

4. 本会の会長及び会長の任命する役員等の任期は、2年を越えない年度末までとする。
ただし、その再任を妨げない。

第8条（会合）

本会の定期会合は、隔月開催を原則とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、定期会合の開催時期の変更、臨時会合、他研究会との合同会合などの開催を妨げない。

2. 本会の会合は、出席者の過半数の賛成により審議案件を議決することが出来る。ただし、規約の改廃は、会員の過半数の賛成による議決を要件とする。
3. 会長が必要と認めた際には、議事を書面および電子メール等媒介による審議に付すことが出来る。この際、議決結果は、書面および電子メール等媒介による審議直後の会合に報告し、承認を受けるものとする。

第9条（秘密保持）

本会において知り得た情報は、秘匿するものとする。ただし、会合、あるいは、書面および電子メール等媒介において関係者に了承を得た後に公開・公表する情報はこの限りとしなない。

第10条（経費）

本会の会計年度は、4月1日に始まり、次年の3月31日に終わるものとする。

2. 本会の会計は、原則、事務局の存する機関の会計規則に準じて運用するものとする。
3. 会長は、必要に応じて会計報告を行い、また必要に応じて監事・会計監査を任命し適正会計を報告するものとする。

第11条（雑則）

この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が会員にはかりこれを定めるものとする。

附則

本規約は、2011（平成23）年5月26日に効力を発するものとする。

2. 上記規約にかかわらず、本会の最初の会長は、神戸大学大学院保健学研究科 齋藤いずみとする。
3. 本会は、ひょうご神戸産学学官アライアンス（文部科学省「イノベーションシステム整備事業大学等産学官連携自立促進プログラム」）の「平成23年度テーマ企画研究会」に平成22年度から継続して採択されている。この事業からの助成に関しては、本会は、ひょうご神戸産学学官アライアンスより経費執行の適正監査報告を受けるのみとする。

平成23(2011)年 5月 26日

附則

本規約を平成23(2011)年 7月 28日に改正する。

平成23(2011)年 7月 28日